

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>菅谷寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>比企郡小川町大字中爪字榎戸 五九二番一地先から同郡同町 大字中爪字北原七四三番一地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年六月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年五月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三五二・四メートル。</p>	<p>備 考</p>